

QREC 工房室使用に関する要項

九州大学 ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センターに、教育・研究活動の支援及び促進を行う場として、QREC 工房を設置する。

本要項は、九州大学 伊都地区 センター5号館 7階 5722号室を QREC 工房室 1、5724号室を QREC 工房室 2 と呼称し、その使用及び管理について定めるものである。各 QREC 工房室の使用及び管理に関して必要な事項は、九州大学 ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センター(以下、QREC)が行うものとする。

1. 審議機関 (QREC 教員会議)

QREC 工房室の使用等に関し必要な事項は、QREC 教員会議にて審議することとし、当該会議の議を経て決定する。

2. 使用資格者

- (1) QREC 教職員
- (2) 学生プロジェクトに採択された学生、学生グループ及び登録された関係者
- (3) QREC の講義又はプログラム参加者で、工房を使用する必要がある者
- (4) QREC が公認する学生クラブ (QREC プレミアムメンバーズ)
- (5) QREC センター長が認める学生及び学生グループ
- (6) 大橋の Fab Lab の関係者及び使用を許可された者
- (7) QREC 指定の QREC 工房室の運営・保守に関係している個人・団体

3. 使用の許可等

1) QREC 工房室を使用しようとする者の提出書類

QREC 工房室を使用しようとする者は、あらかじめ所定の書類を提出しなければならない。

- (1) QREC 工房室使用願
- (2) QREC 工房室使用同意書
- (3) 学研災・学研賠加入保険関連資料のコピー

2) 技術・トレーニングを要する機器について

QREC 工房に設置されている機器・工具につき、危険度に伴い所定の講習の受講を要することとする。受講後に登録証を発行する。講習内容は、機器・工具を使用する上で必要な知識の説明・安全上の注意点・簡易実習を行う。同様の経験がある場合は、講習機会を免除する等別途認めることとする。

- (1) CNC 加工機・3D プリンター・レーザー加工機 (1～2 時間)
- (2) 上記以外の手動電動工具・一般工具等 (10～20 分)

4. 使用期間等

1) 使用期間

使用可能期間は、原則 1 年間とし、卒業年度終了時に登録情報は削除するものとする。

2) 使用時間

使用可能時間は、原則 QREC のスタッフが常駐している 9:00～17:00 とする。

使用の場合は、すべて事前に予約を要する。

また、長時間（24 時間以上）の加工が必要である機器を使用する場合には、申請時にその旨申し出ること。

5. 使用人数等

1 日の同時使用は、4 組までとする。

6. 適正使用

- ・使用者は、QREC 工房室の目的に沿って適正に使用しなければならない。
- ・管理責任者は、使用者が、この要項等及び許可条件に違反したとき、又は QREC 工房室の管理運営上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、QREC 工房室から退去を命ずるものとする。

7. 使用料等

原則、使用については無料とする。ただし、機器破損等が生じた場合は、下記により対応することがある。

1) 破損時の対応

(1)比較的安価な部品が破損した場合

CNC 加工機のカップリングや、切断工具のブレードが破損した場合には、破損した当事者が、破損部品の購入・交換をする。

※破損か消耗かの違いは、破損具合によって判断する。

(2)機器全体が重度に破損した場合

破損状況を確認して判断する。

(3)消耗品の場合

消耗品の種類によって判断する。※別紙「機器一覧」参照

8. 使用の終了等

使用者は、使用期間中に許可の取消又は中止の措置を受け、当該工房室からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

9. 損害賠償

使用者は、その責めに帰すべき事項により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

10. 事務

QREC 工房室の管理運営に関する事務は、QREC 事務室において行う。

11. 禁止事項

QREC 工房室の使用は公序良俗の原則に従い使用を心掛けること。特に、以下の事項に違反する場合は期間貸与の解消、使用制限、場合によっては使用禁止とするので注意すること。

- QREC 工房室使用に関する要項への違反
- QREC 工房室での飲酒、喫煙
- QREC 工房室での火気取扱い
- 特定グループによる長時間の専有
- QREC 工房室の無計画な予約、予約後の未使用
- 什器備品の紛失、破損、持ち出し、消耗品の持ち出し、不正使用
- 公序良俗に反する行為
- 宿泊としての利用

12. 適正使用

使用后、退室の際は以下の事項を行うこと。守れない場合は使用禁止とする。

- 机、椅子の原状復帰
- 使用した機器・工具類または備品・机上の汚れ等の清掃
- 扉、窓の施錠
- 照明の消灯、電源オフの確認
- QREC 工房室内の整理整頓、ゴミの処分

使用者は、QREC の目的に沿って適切に使用しなければならない。

管理責任者は、使用者が、この要項等に違反したとき、又は、工房室の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、工房室1および工房室2の退去を命ずるものとする。

以上

【お問い合わせ】



九州大学 ロバート・ファンアントレプレナーシップ・センター

〒819-0395 福岡市西区元岡 744 センター5号館7階
Tel) 092-802-6060 Fax) 092-802-6065
E-mail) info@qrec.kyushu-u.ac.jp

改訂履歴

2021.12.28	1.審議機関の変更 審議機関は QREC 教員会議とする。